

外国人労働者の現状に迫る

『ナショナルな向こうに見える夢』

－外国人住民との共生社会へと－

お話 榎本譲さん

- ・1960年生まれ
- ・日本バプテスト連盟 筑波バプテスト教会牧師
- ・1999年に市民団体「牛久入管収容所問題を考える会」に出会い、翌年以降、東日本入管センター（牛久入管収容所）への面会活動を開始、週1回程、面会を続けている
- ・「東日本入管センター面会支援キリスト教ネットワーク」の一員として、情報交換や入管センター所長への申し入れ交渉等に関わってきている



2007年4月21日(土)

午後2時-4時

牛込聖公会 聖バルナバ教会

(地下鉄東西線「神楽坂」矢来口 徒歩1分)

主催：日本聖公会東京教区 人権委員会

問い合わせ：03-3316-7996 (打田)

じんけん瓦版 第23号

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

発行日：2007年3月20日

戸籍や国籍を超えた1人の人間として

－「力の支配」か「法の支配」か－

打田茉莉（東京聖十字教会）

先ごろ、「離婚後300日以内に生まれた子は前夫の子」という民法772条(1898年)の規定は、実態に合わないばかりか、子にいろいろな不都合をもたらしていることについて、救済を求める声があがってきた。離婚後300日以内に生まれてきた子の戸籍の父親欄には、実の父親の名前ではなく、母親の前夫の名前が記入されてしまう。これを事実上の父親の名前に書き換えるには、前夫が、父親となる事実が無かったことを認めてもらうための、大変な手続きを伴うことになる。実の父親が子の出生届を出してもこの規定によって受理されず、子は戸籍がないままになってしまう。無戸籍でも子の福祉のために住民票を作成し、乳児検診など行政のサービスを受けられるよう取り計らった自治体もあるが、戸籍謄本

の提出を求めているパスポートは作成してもらえない。

また、昨年には、実父の精子を受けた実母の卵子を、第3者の子宮で育ててもらって生まれた子の戸籍上の両親に関わる裁判や、病死した夫の冷凍保存してあった精子により、出生した子の戸籍の空白の父親欄に、実父の名の記載を求める裁判もあった。法律の制定時には考えられなかった生殖技術の展開の結果について、現在そのような場合を想定した法律がないということで、最高裁判所は請求を却下してしまった。

親たちにはそれぞれの理由があったにしろ、子は産まれながらに戸籍というもののために、『違存存在』にされてしまう。この国の共同社会では、違うことがその個人の個性として尊重されるよりも、秩

序を乱すとして排除や差別の対象になる。個人の尊重を掲げた、日本国憲法の施行に伴う民法の一部改正と戸籍法改正で、家制度を否定し三代戸籍を禁止したのに、個人単位ではなく『同一氏同一戸籍』が原則の家単位の戸籍を残したため、長男、次男といった序列、男女の別、親の嫡出子か非嫡出子(婚外子)かなどの記載が、個人の人生に大きな影響をもたらしている。自己のアイデンティティに反する性別が書類に記載されていることが、どんなに生きにくさを強いているか。

また、日本に生まれ育ち、日本語しか使えないのに、親の国籍や出生前の両親の婚姻関係の状態などによって、日本国籍が取得できないとか、日本滞在も認められなくなる場合がある。戸籍制度は、個人の特定、身分関係の公証、国籍の証明、親族関係・居住関係の登録などに必要となっているが、同時に国民国家共同体の秩序維持機能＝相互監視機能を持つといわれる。入学、就職、結婚、相続などのおりおり証明書として戸籍謄本が求められる。そのようなときに、親との関係欄、性別欄、あるいは出身地など、他人に知られたくないことが

暴露され、被差別の言い掛かりにされてしまう。

法治国家で生活しているすべての者が、法によって保護されるには限らない。憲法第99条『憲法尊重擁護の義務』を守らずに、力による支配をしたがる政治家は多い。「力の支配」に対抗するためには、基本的人権を保障している「法の支配」を働かせなければならぬ。1947年以來の日本国憲法があり、1979年の国際人権規約批准に続き、難民の地位に関する条約(1981)、女子差別撤廃条約(1985)、子どもの権利条約(1994)、人種差別撤廃条約(1995)を批准しているので、そのような諸条約の理念に近づける努力をするのが、国際社会での義務でもある。それぞれに基づく国内法の整備作業もなされてきているが、不十分である。力の支配に泣き、法の支配が機能していないために苦しんでいる人々、ことに難民・移住労働者、性同一性しょうがい、セクシャル・ハラスメントやドメスティック・ヴァイオレンスに悩む人びとの声を聴き、人権擁護のための法律の確立について一緒に声をあげていくことが、イエスによる福音を伝えていく者たちの務めでもあると思う。

第15回 聖公会女性フォーラム

いちやりばちょ〜で〜(出会えば姉弟)

とき： 2007年7月5日(木)～7日(土)

ところ： 島袋諸聖徒教会(沖縄市)

参加費： 1万円(宿泊は各自でお願いします)

問い合わせ：098-850-3831(小録聖マタイ教会 高良孝子)

「バーンサバイ共の会」

タイのチェンマイで、5年前にHIV感染者とAIDS患者のためのシェルターを開設し、病気を抱えた人たちが前向きに積極的に生きていける社会の実現を目指し、活動するスタッフの働きを覚え、支えあうために「バーンサバイ共の会」が発足しました。皆さまのご賛同をお願いします。

活動内容

- ★活動報告会の開催 (バーンサバイスタッフによる報告会の支援)
- ★スタディ・ツアー (バーンサバイの活動見学、チェンマイを知る旅)
- ★ボランティア活動参加 (カード作り・その他)
- ★物品販売 (手作りカード・手工芸品)
- ★ゲストハウス建設及び維持献金カンパ活動

問い合わせ：04-7153-4539(発起人代表 佐々木紀久江)

講演会 『隣人に聴く性同一性しょうがい』

人権委員会では昨年に引き続き、「性同一性しょうがい」の方が被っている、法と偏見の壁との闘いの実情を知っていただくため、下記のとおり講演会を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

お話 虎井まさ衛さん

(作家、千葉大学非常勤講師、立教大学非常勤講師)

日時：2007年6月2日(土) 午後2時～4時

会場：聖愛教会